

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 3 号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 2（第 8 条関係） へき地学校及びその級別			別表第 2（第 8 条関係） へき地学校及びその級別		
級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称
1 級	略 嬉野市 <u>藤津郡太良町</u>	略 嬉野市立大野原中学校 <u>太良町立多良小学校三里分校</u>	1 級	略 嬉野市	略 嬉野市立大野原中学校
2 級	<u>唐津市</u> 唐津市 略	<u>唐津市立平原小学校鳥巢分校</u> 唐津市立巖木小学校天川分校 略	2 級	唐津市 略	唐津市立巖木小学校天川分校 略
略			略		

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。